

攝津市議会

議会運営委員会記録

令和7年11月28日

攝津市議会

議会運営委員会記録

1. 会議日時

令和7年11月28日(金) 午前10時 開会
午前10時47分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長	村上英明	副委員長	光好博幸	委員	安藤 薫
委員	大川ゆり	委員	峰松由紀子		
議長	南野直司	副議長	松本暁彦		
議員	長田知樹	議員	中川嘉彦		

1. 欠席委員

なし

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 荒井陽子 事務局次長 森口雅志
事務局次長代理 香山叔彦 事務局副主査 杉本晃司

1. 案件

令和7年第4回定例会審議日程及び議事日程について
認定第1号 令和6年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分について
協議事項について

(午前10時 開会)

○村上英明委員長 ただいまから議会運営委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は、光好委員を指名します。

まず、理事者から挨拶を受けることにします。

山本副市長。

○山本副市長 本日はお忙しいところ、議会運営委員会を御開催いただきまして誠にありがとうございます。

来る12月3日から開会されます、令和7年第4回摂津市議会定例会におきまして、予算案件といたしまして5件、条例案件といたしまして4件、その他案件といたしまして2件、計11件を提出させていただきます。

それぞれの案件の概要につきましては、この後、総務部長から御説明をさせていただきますので、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

○村上英明委員長 挨拶が終わりました。

それでは、第4回定例会の提出議案について概略説明をお願いします。

総務部長。

○石原総務部長 それでは、令和7年第4回市議会定例会提出案件の概略説明をさせていただきます。

まず初めに、議案第60号は令和7年度摂津市一般会計補正予算（第4号）でございます。本件は、現計予算額520億7,397万円に補正額3,459万5,000円を追加し、補正後予算額を521億8,56万5,000円とするものでございます。

その内容は、歳入で、学校施設環境改善交付金、タブレット端末売却による物品売扱収入、市債などを計上するほか、補正財

源の調整として財政調整基金繰入金を減額いたしております。

歳出では、人事異動に伴う人件費の補正のほか、J-ALET更新委託料、小学校外壁及び屋上防水改修工事などを計上いたしております。

また、継続費では、千里丘駅東口再整備事業を設定しております。

繰越明許費の補正では、千里丘駅西地区再開発事業ほか3事業を追加しております。

債務負担行為の補正では、職員定期健康診断事業ほか6事業を追加し、図書館システム更新事業を変更しております。

地方債の補正では、情報収集伝達体制整備事業及び小学校外壁等改修事業を変更いたしております。

次に、議案第61号は、令和7年度摂津市水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

本件は、収益的収入におきまして、現計予算額21億7,678万3,000円から補正額5,127万2,000円を減額し、補正後予算額を21億2,551万1,000円、収益的支出におきまして、現計予算額20億8,966万9,000円から補正額7,222万5,000円を減額し、補正後予算額を20億1,744万4,000円とするものでございます。

また、資本的収入におきましては、現計予算額3億5,315万円に補正額366万6,000円を追加し、補正後予算額を3億5,681万6,000円、資本的支出におきましては、現計予算額11億9,813万2,000円に補正額1,637万円を追加し、補正後予算額を12億1,450万2,000円とするものでございます。

その内容は、人事異動に伴う人件費の補正、令和6年度決算に伴う補正、管路更新計画策定業務委託料等を計上いたしております。

債務負担行為の補正では、給配水管維持管理事業ほか5事業を追加しております。

次に、議案第62号は令和7年度摂津市下水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

本件は、収益的収入におきまして、現金予算額38億7,796万6,000円から補正額1,916万円を減額し、補正後予算額を38億5,880万6,000円、収益的支出におきまして、現計予算額37億6,552万8,000円から補正額2,860万3,000円を減額し、補正後予算額を37億3,692万5,000円とするものでございます。

また、資本的支出におきましては、現計予算額25億5,077万9,000円から補正額1,311万5,000円を減額し、補正後予算額を25億3,766万4,000円とするものでございます。

その内容は、人事異動に伴う人件費の補正、令和6年度決算に伴う補正などを計上いたしております。

債務負担行為の補正では公共下水道管理事業ほか5事業を追加しております。

次に、議案第63号は令和7年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

本件は現計予算額88億7,503万6,000円から、補正額589万2,000円を減額し、補正後予算額を88億6,914万4,000円とするものでございます。

その内容は、人事異動に伴う人件費の補正を計上いたしております。

次に、議案第64号は令和7年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

本件は、現計予算額82億4,230万5,000円から補正額129万8,000円を減額し、補正後予算額を82億4,100万7,000円とするものでございます。

その内容は、歳入で人事異動に伴う国庫支出金や一般会計繰入金の減額のほか、介護保険システム改修補助金などを計上いたしております。歳出では、人事異動に伴う人件費の補正のほか、税制改正等に伴う介護保険システム改修委託料を計上いたしております。

続きまして、議案第65号は督促手数料を廃止するための関係条例の整備に関する条例制定の件でございます。

本件は督促手数料を廃止するとともに、関係する条例9本について所要の整備を行うものでございます。

その内容は関係する条例9本の督促手数料に関わる条文を削除するものでございます。なお、施行日は令和8年4月1日といたします。

次に、議案第66号は摂津市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定の件でございます。

本件は、子ども・子育て支援法の改正に伴い、特定乳児等通園支援事業、通称こども誰でも通園制度の実施について、運営に関する基準を定めるものでございます。

その主な内容は、利用定員に関する基準や利用時の面談、利用料、運営についての重要事項に関する規定など、運営に関する基準などでございます。なお、施行日は令和8年4月1日といたします。

次に、議案第67号は摂津市立学童保育

室条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、鳥飼小学校及び鳥飼東小学校の統合に伴い、学童保育室を統合するため、所要の改正を行うものでございます。

その内容は、鳥飼東学童保育室の規定を削除するものでございます。なお、施行日は令和8年4月1日といたしております。

次に、議案第68号は、摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、火災に関する警報の発令中における火の使用の制限及び火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出の見直しを行うため、所要の改正を行うものでございます。

その主な内容は、火災に関する警報の発令中における屋内での裸火の使用に係る制限について、一般的な住宅等における火を使用する設備・器具の従前からの変化等を踏まえ、規定の削除を行うものでございます。なお、施行日は令和8年1月1日といたしております。

続きまして、議案第69号は指定管理者指定の件、摂津市立第2児童センターでございます。

本件は、摂津市立第2児童センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

指定する団体でございますが、摂津市桜町二丁目1番7号、社会福祉法人摂津宥和会、理事長、松嶋桂子で、指定の期間は令和8年4月1日から令和11年3月31日までございます。

最後に、議案第70号は、財産の処分の件でございます。

本件は物品を処分することについて議

会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

処分する物品でございますが、G I G Aスクール端末 i P a d 第7世代で、契約方法は随意契約、金額は6,183万7,490円でございます。

契約の相手方は、愛知県大府市柊山町三丁目33番地、リネットジャパンリサイクル株式会社、代表者、黒田武志でございます。

以上、令和7年第4回定例会提出案件の概略説明とさせていただきます。

○村上英明委員長 説明が終わりました。

この際、何か質問があればお受けをいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 質問がないようすで理事会者の皆様は退席いただいて結構です。

暫時休憩します。

(午前10時13分 休憩)

(午前10時14分 再開)

○村上英明委員長 再開します。

それでは、認定第1号、令和6年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分について審査を行います。

補足説明を求めます。荒井局長。

○荒井議会事務局長 認定第1号、令和6年度摂津市一般会計歳入歳出決算のうち議会事務局に係ります部分について補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございます。決算書の64ページ、款20諸収入、項4雑入、目2雑入、節1雑収入は、議会事務局分として、公用電話使用料は、議員一同名で電報発信した際の実費分及び電子複写機使用料は各会派及び無所属議員が使用されました

コピー代でございます。

なお、庁内のコピー機については財政課が一括してリース契約しておりますが、令和6年度からの5年間、電子複写機使用料が変更となりました。それに伴い、コピー代の単価が1円増額となっております。

次に、歳出でございます。

決算書の74ページから77ページ、款1議会費、項1議会費、目1議会費、節1報酬のうち、議員報酬は令和6年9月に3名が自動失職されたことに伴い、減額となりました。会計年度任用職員報酬は、議会秘書業務嘱託員2名及び自動車運転嘱託員1名を含めた3名分の報酬でございます。

節4共済費のうち、議員共済給付費負担金は、共済給付金の給付に要する費用を各地方公共団体で負担する負担金及び議員共済事務費負担金は、市議会議員共済会に支払う事務負担金でございます。

節7報償費は、政務活動費の検査に係る検査員への謝礼として支払った報償金でございます。

節8旅費のうち、費用弁償は委員会の行政視察や議長等の出張に係る旅費などであり、普通旅費は事務局職員の出張の旅費でございます。

節9交際費は議長公務に伴います会費等でございます。

節10需用費のうち、消耗品は官報をはじめ専門誌や新聞代、定期購読の機関紙、またコピー用紙やプリンタートナーなどに要した経費でございます。印刷製本費は定例会ごとに発行しています議会だよりの作成・印刷に係る経費などでございます。

節11役務費のうち、通信運搬費は事務局で使用しております携帯電話の通話料、筆耕翻訳料は本会議での速記並びに委員

会・協議会等における音声の反訳に係る経費でございます。

節12委託料のうち、会議録検索システムデータ更新等委託料は、ホームページで運用しています定例会や各委員会の会議録検索システムのデータ更新に係る経費でございます。議会映像配信委託料は、市議会ホームページから本会議の様子をライブ配信及び録画配信で視聴することができる映像配信システムの運営管理業務委託料に係る経費でございます。議会だより全戸配布業務委託料は、議会だよりの全戸配布に係る経費でございます。

節13使用料及び賃借料は、事務局執務室内の電子複写機レンタル料等でございます。

節18負担金、補助及び交付金のうち政務活動費につきましては、議員1人当たり月3万円で、四半期ごとに交付し、残余金については返還いただいております。

最後に全国市議会議長会をはじめ各団体の負担金につきましては、均等割並びに人口割にて算出した負担金を支払っております。なお、北摂市議会議長会負担金につきましては、令和6年度から管外視察が休止となったため減額となりました。

以上、決算内容の補足説明とさせていただきます。

○村上英明委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

峰松委員。

○峰松由紀子委員 事務局の方の人数は足りているのかどうか、御質問させていただきます。

○村上英明委員長 森口局次長。

○森口事務局次長 事務局の人員について御答弁申し上げます。

現在、事務局員は、会計年度任用職員が

2名、私と局長を除いた正規職員が3名、計7名体制で行っております。

業務の内容は、繁忙期・閑散期によって平準化できませんので、非常に時間外が増える時期もございます。特に今年度、昨年度につきましては、通常の9月議会が市長選や市議選によって10月議会にずれ、第3回定例会、決算審査に係る委員会、第4回定例会と、10月、11月、12月と3か月連続でタイトなスケジュールが続きますので、まさに現在、事務局の職員は非常に負担がかかっている状況にございます。

ただし、それは一過性のものでございまして、1年を通しますとこの人員で足りると考えております。

以上でございます。

○村上英明委員長 峰松委員。

○峰松由紀子委員 今まで大丈夫ということを確認できましたので、よかったです。ありがとうございます。

○村上英明委員長 ほか、ございますでしょうか。

安藤委員。

○安藤薫委員 2点お聞きしたいです。

節3 職員手当等の時間外勤務手当についてです。

前年の決算額よりも50万円ほど低い当初予算を組んでおられて、途中、補正で3万円増額をされて、最終的には休日勤務手当から9万7,712円流用されて、決算額が115万5,712円になっておりますが、当初予算と流用せざるを得なかつた部分について、事情があれば教えていただきたいのが1点です。

節12 委託料の議会映像配信委託料についてです。

前年度と比べて16万8,950円が増

額されています。契約内容が変わっているのかと思うのですけれども、事情を御説明していただきたいと思います。

以上、2点でお願いします。

○村上英明委員長 答弁を求めます。

森口局次長。

○森口事務局次長 まず休日勤務手当についてでございます。休日というのは祝日のことを指すのですけれども、1年間でこれぐらいの出勤が必要だというところを見越して予算を計上しております。実際に休日に出勤するのは、主に議長がイベントに出られる際の職員の随行でございます。ただ、運転手も一緒に行っておりまので、運転手で十分対応ができる場合は職員の随行を簡略化している状況にございます。そのため、休日勤務手当が当初の見込みよりも少なく済んだということで、ここから時間外勤務手当に流用させていただいた形になります。

次に、時間外勤務手当について、流用が必要となった状況ですけれども、令和6年度は市長選がございまして、その結果、先ほども申し上げましたように、10月、11月、12月は非常にタイトなスケジュールで動いておりました。かつ、職員の異動もございまして、なかなか1年目の職員、2年目の職員はまだ不慣れなところもございましたので、見込んでいたよりも時間外勤務が増えた。そのために流用させていただいたという形になります。

もう1点、議会映像配信委託料で、前年度から決算額が16万円ほど増額していることでございます。

神戸綜合速記株式会社に特命随契をさせていただいておりますが、物価高騰もございまして、契約金額が令和5年度から令和6年度にかけて16万円ほど増加をし

たものでございます。

以上です。

○村上英明委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 人件費は、基本的には総務建設常任委員会の所管でありますので、あまり触れられないのですけれど、先ほど峰松委員からもありましたように、議会事務局の人員体制については、金額というよりも、事務が集中することによって職員の負担が大きくなるということが心配されたのでお聞きしました。

職員が業務に慣れれば人員は足りているということではありますけれども、一時的にでも集中することによって、何日間も連続して、もしくは1か月、2か月連続して過労死ラインの時間外勤務になるというようなことについては避けなければいけないことだと理解しております。

その点はまたよく見ていただくのと、我々が議会活動をすることがそのまま事務局職員の負担になってくることもあるので、議會議員のほうもいろいろな協力をしなければいけないことがあれば、率直に言っていただきながら、かといって経費削減のために議論を中途半端にさせるわけにはいかないということですので、よくコミュニケーションを取りながらやっていくことが大事かなと思っております。

時間外勤務時間等、よく管理をしていらっしゃるかと思いますが、よろしくお願いたいと思います。

次にもう一点追加の質問ですが、先ほどの報償金の部分で、政務活動費等の、いろいろな法律的な相談などについて、弁護士等にお聞きしていることの報償金だという御説明だったかと思うのですけれども、何人の弁護士もしくは公認会計士の方に

お願ひしていて、大体どのぐらいの稼働でやっていたかといっているのか。随時相談があるときにその都度お聞きしているのか、定期的に来ていただいてやっていたかといっているのかということを聞いておきたいと思います。

それから、議会映像配信委託料については、委託業者の様々な経費増ということで、契約金額が変わったということだと思います。

令和7年度は、一般質問のときに補助資料を映像で流すことも新たに実施されているのですが、委託料に影響して増えているのかどうなのかお聞きしたいです。

それと、これは予算の範囲の中ですのでやれることは限られてくるかと思いますが、議会運営委員会でも以前から議論されているかと思いますが、他市の議会の状況をみるとネット中継等を委員会でも行っています。本会議でも委員会の映像配信をやるとか、もしくは本会議のライブ中継を見逃した際の見逃し録画を見る際に、録画がアップされるまでの間を短くはしていただいたけれども九日という間が空いてしまうという点についてもう少し改善できなかお考えを聞かせていただきたいです。

費用がどのぐらいかかるのか、また、議会として、議会論戦をより多くの皆さんにリアルタイムだけでなく、すぐにアーカイブとして市民の皆さんに提供できるように、広報広聴という意味合いでも充実を図らなければいけない点でもあるので、もし調べておられるようでしたらお聞かせいただきたい。

○村上英明委員長 答弁を求めます。

森口局次長。

○森口事務局次長 まず報償費のところ

でございますが、弁護士と公認会計士がそれぞれ1名ずつの2名分となっております。検査をしていただくのは基本的には年に1回ずつですが、今年は改選がございましたので年2回行っております。

それ以外に必要なことが出てきましたら、その都度、御相談をさせていただく形になっております。

続きまして、映像配信でございます。

今、本会議だけ映像配信をしておりますが、委員会の映像配信も行っている自治体があるということは、我々も認識はしております。

実施するにはネット環境を整える必要がございまして、今後、もし実際に中継をしていく場合は、また議員の皆さんと細かなところを詰めていって、いろいろなルールづくり等をしていかないといけないと思っておりますので、今後の課題として協議をしていただければと思っております。

あと、本会議の録画中継の配信までの期間ですけれども、従来は10日間を要しておりましたが、以前から、早くならないかということで皆さんから御意見を聞いておりましたので、業者と交渉した上で精査した結果、現在、1日短縮して9日後に配信をしておる状況でございます。

これをさらに短くということは非常に難しいと思っております。本会議終了後3営業日程度は業者側で編集作業を行っていただいております。その後に、事務局にて編集内容を確認・修正等をしておりまして、再度、編集依頼を業者に行うと。そういういたラリーが、多ければ二、三回続く場合がございます。また、質問等、議員が映像に映っているときに、後方の傍聴席に一般の方がいらっしゃった場合、その傍聴人をマスキングで消す作業等を行い、そのチ

ック等も必要でございますので、実際、これ以上の短縮は非常に難しいと思っております。

議会映像配信は、事務局単独で作業を行っているわけではありません。事務局と業者との間で編集作業のラリーを行っておりますので、事務局の人員が仮に増えたとしてもこの短縮は難しいと思っております。

また、補助資料投影につきましては、今年の第2回定例会から実施をしておりますけれども、費用は発生しておりません。

以上でございます。

○村上英明委員長 安藤委員。

○安藤薰委員 報償金ですけれども、基本的に年に1回今年は年2回弁護士と公認会計士が来て、いろいろ法的なこと、もしくは政務活動費の使い方について問題はないかというチェックをされているということであります。

我々もよく市議会報告のビラを作ったり、もしくはホームページ等を議会報告として出しますけれども、あくまで政務活動費は議会の会派の活動だということで、政治活動であるとか、仮に問題であると、今度は政務活動費と自費の案分等を考えなければいけない場合など、恐らく弁護士さん、公認会計士さんのほうでいろいろな例も御存じだということで、こういった第三者機関として意見を聞いているということでありますので、隨時、急遽聞きたいことがあった場合は電話等で確認することが可能なのか確認させてください。

それと、議会映像配信については何度も提案もさせていただいたり、議論もしていただいていることだと思いますし、傍聴席が映り込むということも、ほかの議会と比べて傍聴席がかなり低い位置にあり、物理

的な条件もあるのかなと思いますけれども、いろいろな自治体ですぐ配信されているという状況を見ますと、やはりできるだけ早く議会の状況をお知らせしたいと思います。特に関心があつても、傍聴に行けなかつたり、ライブ配信を時間帯的には見れない方ができるだけ早く見たいと思われるかと思います。

当初、映像配信の導入前には音声ですぐアップしていただいていたものですから、やり取りを傍聴できなくてもやり取りを確認することができましたが、今、本会議は映像配信があることから、委員会では努力していただいているかと思うのですけれど、本会議については音声でアップは、やっていらっしゃらないと思います。

だから音声がないし、映像配信まで1週間以上かかっているということで言うと、一番関心のある市民の皆さんのが聞きたいタイミングは、議会が終わった後の1週間ぐらいが多いと理解をしております。ぜひ事業者を含めて研究もしていただきたいということはお願いしておきたいですし、議会としてもこの映像について、今は議会そのものに著作権等があつて、個々人の議員が運用しないという取決めにはなっているかと思いますが、その点について柔軟に運用ができる、それぞれの議員が議員活動としても活用できるようにする議論を、ぜひ今後できたらいいのではないかということは、議運の委員長にお願いをしておきたいと思います。

以上です。

○村上英明委員長 答弁を求めます。

森口局次長。

○森口事務局次長 報償金のところでございます。

予算計上している部分については、先ほ

ど申し上げたように年1回実際に来て検査していただく分とは別に、相談料として計上しておりますので、急遽の案件が出てきた場合にはその必要性に応じて御相談させていただくことは可能でございます。

以上でございます。

○村上英明委員長 では、先ほど安藤委員からございました本会議場での映像データの活用という面につきましては、今後検討させていただきたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

ほか、ございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 以上で質疑を終わります。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 討論なしと認め、採決します。認定第1号所管分について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○村上英明委員長 全員賛成。

よって本件は認定すべきものと決定しました。

暫時休憩します。

(午前10時40分 休憩)

(午前10時43分 再開)

○村上英明委員長 議会運営委員会を再開します。

それでは、第4回定例会の審議日程及び議事日程について、事務局から説明をお願いします。

杉本副主査。

○杉本事務局副主査 第4回定例会の審議日程等の事務局案について、お手元の資料に基づき説明いたします。

まず、1ページ目の審議日程につきまして、会期は12月3日から12月19日ま

での 17 日間でございます。

12月3日は午前9時から一般質問の届出受付開始でございます。午前10時から、閉会中の継続審査となっていました案件の委員長報告、採決そして付託案件についての提案理由の説明、質疑、委員会付託でございます。また、この日の午後5時15分が議会議案の届出締切りでございます。

12月4日が文教上下水道及び民生常任委員会、5日が総務建設常任委員会と常任委員会予備日、正午が一般質問の届出締切りでございます。

8日が常任委員会予備日、9日が駅前等再開発特別委員会でございます。

11日が一般質問時に投影する補助資料の提出締切り、16日が議会運営委員会、17日が議場での補助資料投影の試写、18日は本会議で一般質問、19日の本会議では一般質問の後、付託案件の委員長報告、採決の後、議会議案の審議となっております。

また、19日の本会議終了後に開催いただく議会運営委員会は、次の第1回定例会の審議日程の仮決定をお願いするものでございます。

以上が審議日程案でございます。

続きまして、2ページからの議事日程について説明申し上げます。

まず、12月3日につきましては、日程1が会期の決定、日程2が認定第1号から認定第8号で、委員長報告を受けた後、討論、採決でございます。

この8件を採決グループごとにまとめるように順序を並び替えて、備考欄に一括起立採決あるいは一括簡易採決と記載いたします。

先ほどの協議会での態度表明に基づき

整理しますと、認定第1号、認定第4号、認定第7号及び認定第8号は一括起立採決。認定第2号、認定第3号、認定第5号及び認定第6号は一括簡易採決となります。

日程3は、議案第60号など11件で、提案理由の説明、質疑を受けた後、所管の委員会に付託となります。

12月18日については、一般質問でございます。

19日については、日程1、一般質問の後、日程2、議案第60号など委員会付託案件の11件を一括議題の上、委員長報告、採決となります。

以上が議事日程でございます。

次の議案付託表につきましては、総務建設、文教上下水道、民生の各常任委員会、議会運営委員会及び駅前等再開発特別委員会で審査いただく案件でございます。

最後の所管別分割表につきましては、議案第60号、令和7年度一般会計補正予算(第4号)について、付託された委員会で審査いただく内容でございます。

以上、事務局案の説明といたします。

○村上英明委員長 ただいま事務局から説明がありましたとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 そのように決定をいたします。

次に協議事項についてであります。

内容につきましては、議会運営委員会の行政視察についてであります。

本件につきましては、今年度は本委員会の行政視察を見送りたいと思いますが、皆さんよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 異議がないようです

ので、そのように決定をいたします。

これで本委員会を閉会します。

(午前10時47分 閉会)

摂津市議会委員会条例第29条第1項
の規定により署名する。

議会運営委員長 村上英明

議会運営委員 光好博幸